

○立命館大学学生健康診断規程

2013年12月11日

規程第1032号

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人立命館学校保健安全管理規程第12条にもとづき、学生を対象に行う健康診断および事後措置等に関し、必要な事項について定める。

(実施機関)

第2条 健康診断は、立命館保健センターが行う。

(健康診断の種類)

第3条 保健センターは、毎年度、次の健康診断を実施する。ただし、第2号から第10号の健康診断は、当該有害業務に従事する者のみ対象とする。

- (1) 定期健康診断
- (2) じん肺健康診断
- (3) 高気圧業務健康診断
- (4) 電離放射線健康診断
- (5) 特定化学物質健康診断
- (6) 石綿健康診断
- (7) 鉛健康診断
- (8) 四アルキル鉛健康診断
- (9) 有機溶剤健康診断
- (10) 一酸化炭素中毒症健康診断

2 前項のほか、学長が認めるときは臨時健康診断を行う。

(受診の義務)

第4条 保健センター所長が通知したときは、学生は、前条の健康診断を受けなければならない。

2 学生は健康診断を受けなかったときは、保健センター所長の定める期間内に、当該健康診断と同等の実施項目を含む健康診断証明書を保健センター所長に提出しなければならない。

3 前項の健康診断証明書を提出できないときは、保健センター所長に申し出て指示を受けなければならない。

(健康診断の結果通知)

第5条 保健センター所長は、健康診断の結果を受診した学生に通知する。

(事後措置)

第6条 保健センター所長は、疾病のため治療や健康指導の必要があるときは学長に学生の健康診断の結果を報告する。

(証明書の発行)

第7条 保健センター所長は、健康診断を受けた者が健康診断証明書を必要とするときは、受診した当該年度に限りこれを発行する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、保健センター委員会が行う。

附 則

この規程は、2014年4月1日から施行する。